

2016.4.1

株式会社エイ・ダブリュ・サービス

管理部人事グループ



「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく取り組み

2016年4月1日から施行される「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、(株)エイ・ダブリュ・サービスは次の通り行動計画を策定する。

記

1. 行動期間：2016年4月1日～2018年3月31日
2. 当社の課題：時間外労働の低減
3. 目 標：従業員全員の時間外労働について下記目標の100%遵守
  - ・時間外労働 45 時間／月超過は 6 回以内／年
  - ・1 ヶ月の時間外労働時間は 80 時間以内
4. ね ら い：仕事と家庭の両立をし易い環境を整備し、女性の継続就業と活躍を促進させる
5. 取 組 内 容：①会社役員が参加する中央安全衛生委員会において、  
職場ごとの時間外労働時間の状況管理（1回／月）  
②人事グループから、個人別時間外労働時間実績を  
管理者へ報告（1回／月）

以上

2016.4.1

株式会社エイ・ダブリュ・サービス

管理部人事グループ



## 労働者の一月当たりの平均残業時間

(2015年4月～2016年2月)

雇用区分	平均残業時間
正社員	34.4 時間
パート社員	0.9 時間
期間従業員	28.0 時間
契約社員	14.0 時間
全雇用区分平均	24.0 時間